

|         |              |         |         |        |        |
|---------|--------------|---------|---------|--------|--------|
| 氏名(本籍)  | あさ<br>麻      | はら<br>原 | よし<br>美 | こ<br>子 | (神奈川県) |
| 学位の種類   | 文学博士         |         |         |        |        |
| 学位記番号   | 博乙第87号       |         |         |        |        |
| 学位授与年月日 | 昭和57年3月25日   |         |         |        |        |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項該当 |         |         |        |        |
| 審査研究科   | 文芸・言語研究科     |         |         |        |        |
| 学位論文題目  | 幸若舞曲考        |         |         |        |        |
| 主査      | 筑波大学教授       | 文学博士    | 伊藤      | 藤      | 博      |
| 副査      | 筑波大学教授       | 文学博士    | 内山      | 知也     |        |
| 副査      | 筑波大学教授       |         | 桑原      | 博史     |        |

## 論文の要旨

桃井直詮(幼名幸若丸)によって集大成されたことからその名を負う幸若舞は、中世から近世にかけて盛行した舞曲で、今日、50曲に及ぶ曲目が伝えられている。本論文はこの舞曲に関する基礎考察および体系研究を通して、語り物文芸史における幸若舞曲の位置づけを定めようとしたものである。A5版685頁。I幸若舞の芸流(4章仕立)、II幸若舞曲諸本と詞章(2章仕立)、III幸若舞曲の世界(4章仕立)の三部から成る。

第1部では、幸若舞の基本構造が、独特の曲調と踏み廻る所作とにあることを現存の大江舞(福岡県山内郡大江残存)との比較によって論証した上で、幸若舞の生い立ちを跡づける。すなわち、第1章(幸若舞の芸脈)では、幸若舞の源流を白拍子舞に求め、白拍子舞が平安末期の後白河院、信西の芸能社交界から生まれ、鎌倉後期、芸能が長編の語りを目指するにつれ、南都を基盤にしなが、縁起白拍子から曲舞へと移行、やがて声聞師芸として定着したと述べる。第2章(幸若舞の成立)では、幸若舞が曲舞から独立していく過程に目を向け、猿楽の中に曲舞がクセとして取り入れられ、逆に曲舞の徒がこの猿楽のクセの部分を入力することによって声聞師猿楽という特有の芸能が上演されるようになったが、この声聞師猿楽は、幕府の権力を背景とする猿楽者側からの圧迫を受け、他芸への転向を余儀なくされるに至り、ついに平曲の影響を多分に受ける新曲舞の一芸として、軍記物語を素材源として曲節にも工夫をこらした幸若舞が幸若一党によって編み出されたこと、この新曲舞は従来の謡い舞の曲舞からは大きく飛躍した語り芸である点に面目があることを論証する。第3章(舞々と幸若大夫)では、声聞師出自と見られる若幸大夫の実態を通して、幸若舞

の場を時間・空間の両面から探り、応仁・文明の声聞師の解体期に、幸若大夫は、寺社に代る戦国大名を新たな庇護者に迎えることで、声聞師身分を脱する、独自の舞大夫として活躍の場を拓けて行ったと推測する。第4章（幸若舞の消長）では、幸若舞に生じた二流、越前幸若流と大頭幸若流との消息について論じ、天正十年、大頭流大頭次助幸次の九州下向に伴う筑紫大頭流の発展、女舞導入による京の大頭流の変貌、江戸における越前幸若流弟子筋の女舞への転向等を追尋すると、いずれも新興芸能歌舞伎へと包摂されて行った経緯が看取されるとする。

第2部は、従来全く不明であった舞曲諸伝本と流派との関係や各流派内の本文系統等を明らかにすることで、語りと詞章流動、語りと読みの問題を究明する。すなわち、第1章（幸若舞曲諸本と流派）では、諸伝本が流派としての特徴を持っており、それによって幸若流と大頭流の二つに分類できること、幸若流本は第一類甲本・乙本、第二類本とに分けられ、各流派内の詞章の動きにそれぞれ傾向があること、大頭流本もまた、第一類甲本・乙本、第二類甲本・乙本・丙本に分類することができ、各流派内の詞章の動きに同様な傾向が認められ、第二類系統は筑紫舞曲として展開したことを明らかにしている。第2章（舞の本）では、江戸期に入って手頃な読み物として出版された「舞の本」に考察の焦点を向け、板本の種類を明らかにしつつ、板本は大頭流第二類本系統であること、板本の種類によって詞章が動くことは認めがたいこと、奈良絵本（絵入りの御伽草子）として作られた舞曲物が寛永整版本（板本の一つ）に依拠しており、後期のものには幸若流の詞章が混入していること等を論じている。

第3部は、幸若舞曲の文芸としての特徴を論ずる。すなわち、第1章（舞曲の曲目と特質）では、曲目と流派との関係には、他の流派には属することの決していない各派特有の曲があること、各派ごとに代表の位置を占める曲・出し物があること、各舞曲には室町時代臭が著しいこと、その登場人物には散所世界に属する職能民が生活姿勢の全容を見せており、舞曲は散所文芸と称しうること、幸若舞曲が謡曲との深い縁を持つ中で、群小謡曲作家宮増とのかかわりが濃いこと、説経浄瑠璃の曲目に舞曲と同一の曲があるのは両者の成立土壌・管理者が同じであったことを推測させること等を論じている。第2章（舞曲の挿入説話）では、舞曲の挿入説話には主流の物語から遊離した、啓蒙・興味本位を狙う意図が濃厚であること、列挙式挿入説話というべきものには、『宝物集』に依存する、説教唱導の色合いが確認できること、軍記型挿入説話というべきものには、唱導性の濃い仏教関係挿入説話や室町時代に流行した物語と関係の深い説話が目立ち、唱導と世俗の二面性を具えていること、曲目「入鹿」の挿入説話である舞曲説話の内容が室町期の『還城楽物語』とほぼ一致することは、その源流が舞楽関係の伝承説話に発していると認められること等を明らかにしている。第3章（軍記物舞曲）では、舞曲中八割を占める軍記物を出典との関係で論じ、『平治物語』『平家物語』を典拠に仰ぐ源平物舞曲には、人物・場面中心の劇的構成が顕著で、その主役として軍記物語にあっては脇役・従者の位置にある人物が目立つ点は、下剋上の時代を反映する理想化が認められること、曲目「景清」が能の「景清」に貫かれる厳しい自己否定に対し単純明快で享受者の興趣に訴える性格が強い点には、近松の浄瑠璃「出世景清」を導く要素があること、曾我物舞曲にあっては、舞曲化の過程に、素材の持つ劇的な葛藤や場面を狭く絞ることではるかに強烈な劇性を喚起

していること、さらに、義経物舞曲は判官物と御曹子物とに分けられるとし、判官物は秘儀集団である修験の徒の義経御霊語りに成立要件があるが、それが舞曲化されるにあたっては、幸若の徒による構成上の独創が認められること、また、御曹子物にも修験の徒の世界観、通過儀礼の構図が著しいことを明らかにしている。第4章（舞曲の様式）は終章で、本論文の結末をも兼ねながら、語り物文芸としての舞曲の特質を究明する。すなわち、舞曲の類型的な場面や趣向の特徴は、(1)揃え物形式、(2)問答、(3)やつし・名乗り、(4)裏切り・身代り、(5)軍記物語に基づく類型的場面等の五つが数えられるが、これはそのまま、近世の浄瑠璃・歌舞伎の特質であり、両者には密接な関係があると認められること、ついで、舞曲に目立つ決り文句は、聴覚に訴える一回性の文芸における真の理解のための保証書であるとし、その類型性の故にこれを軽視するのは当たらないこと、そして、最後に、舞曲独自の曲調は、至って陽気な、躍動する韻律にあることを究明し、こうした韻律こそ、変革期の時代生命を表象するもので、幸若舞曲を下剋上の芸能たらしめる所以であると、結んでいる。

## 審 査 の 要 旨

幸若舞の研究史は浅い。幸若舞を日本文学の対象として扱い、芸能史・歌謡史研究の上に載せた功労者は、高野辰之・折口信夫・岩橋小弥太等の諸先学であった。しかしそれは、あくまで、断片・概論の域にとどまる。幸若舞研究への道を開いた業績には、昭和十八年に刊行された、笹野堅『幸若舞曲集』（本文篇・序説篇）が見られる程度である。昭和35年、修士論文として平家物語受容の考察を試みた著者は、幸若舞曲が近世庶民芸能抬頭の導火線の役割を占める語り物文芸として、『平家物語』に匹敵する重要な位置を占めることを察し、爾来、20年、軍記・説話文学の研究とあわせつつ、この未開の分野に鋳を入れ、その業績を本論文『幸若舞曲考』に託して世に問うた。その成果は、初期の目的をおおむね達したものとして、また、笹野堅『幸若舞曲集』以来の研究の一時期を区切る金字塔として、高く評価することができる。

幸若舞の研究は、ここ数年脚光を浴びつつあり、本文の刊行も数種に及び、研究論文も増加しつつある。加えて、幸若舞を専攻の看板に掲げる若い学徒も少なからず見られるようになった。こうした動向を導いたのは、本論文にまとめられた著者の、孤軍奮闘に基づく多年の研究であった。本論文の開拓性と独創性が持つ功績は巨大である。中世から近世にかけての芸能史・歌謡史・説話史は、本論文の出現によって書き替えを要求される面が多いはずであり、舞曲物・軍記物の研究は、今後、本論文をかえりみないでは進展しないであろう。

その研究は、あくまで対象そのものおよび背景の着実な掘り下げを基本とし、加うるに、新奇をてらぬいくつもの文芸理論を慎重に適用するという方法をとっている。そのため、発言の大部分が新説であるにもかかわらず、論述に先走りがなく、説得力が高い。中でも舞曲の類型的な場面描写を「一回性の文芸」の「理解の保証書」として把え直した点、その特有な韻律が内容と密着する

と論述した点、それが浄瑠璃・歌舞伎など近世庶民文芸の導火線となったと説く点、「舞の本」を流派との関係で独自に整序した点、幸若舞の生い立ちを、民俗学等の適切な運用によって明確にした点など、微正は求められても、大綱は命脈を失うことがないであろう。

といっても、疑わしい論述がないわけではない。幸若舞曲の一次資料の上に見た伝承性は二次資料（舞の本）といかにかかわるか、また、芸能とか韻律とかを無視してその詞章のみの読みに対するとき、幸若舞の文芸性がどの程度主張できるものなのかなど、舞曲と詞章との関係、語りと読みとの関係は、本論文にしていまだ整然とは分けられていない感が強い。第2部第2章において、口誦を本来の形とする語り物の台本につき、字型類似による本文変化を考えている点など、この姿勢の一つの現われといえよう。

しかしながら、本論文がほとんど未開拓の分野の業績であることを思えば、これは瑕瑾として許容すべきものと考えられる。未踏の山頂に拓いた道に凹凸が存しないのは、むしろ不自然でさえある。著者が一方で続ける軍記・説話文学の研究は、本論文によって厚みを増し、日本中世文学研究の射程を大きく拡げることが期待される。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。